

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(日常生活用具給付事業)

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	勝山市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	108-5 : 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(日常生活用具給付事業)
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年勝山市条例第11号)別表第1 第3の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(日常生活用具給付事業)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年勝山市告示第56号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する)ことを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき、(重度障害者、法第4条第2項に定める障害児(以下これらを「障害者」という。))及び同条第1項に定める難病患者等(以下「難病患者等」という。))に対し、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平成18年厚生労働省告示第529号)に定めるところによるものを含む日常生活用具(以下「用具」という。)の給付若しくは貸与、又は居宅生活動作補助用具の購入費若しくは住宅改修費の給付(以下これらを「用具の給付等」という。)(日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資する)ことを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第3条、第4条
②事務の内容	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第3条、第4条の規定による日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号リ	重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第2条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ヲ	重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第2条第4項
-------	-----------------------	----------------------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年10月31日
独自利用事務の対象者	重度障害者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第2項に定める障害児及び同条第1項に定める難病患者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	